

古田武彦と古代史を研究する会(東京古田会)

会 則

- 名 称：当会は古田武彦と古代史を研究する会(東京古田会)とする。
- 目 的：古田武彦氏の業績と方法論にもとづいて、日本の古代史を研究し  
真実の歴史を追求する。
- 活 動：上記の目的を達成するために、研究会、機関紙の発行、講演会、  
遺跡巡り、研修旅行などを実施する。
- 会 員：以下に定める会費の納入をもって、会員とする。入会、退会は自由とする。
- 会計年度：毎年4月1日から翌年3月31日をもって、会計年度とする。  
ただし、毎年1月1日以降の新規入会者については、  
その会計年度内の会費は免除する。
- 会 費：年4,000円とする。  
会の運営費は、会費のほか、寄付金および講演会費の剰余金をもって充当す  
る。  
収支は全て公開し、総会に報告し承認を得る。
- 運 営：本会に次の役員を置く。
- |      |    |       |       |
|------|----|-------|-------|
| 会 長  | 1名 | 副 会 長 | 1名    |
| 事務局長 | 1名 | 役 員   | 15名以内 |
| 会計監査 | 1名 | 顧 問   | 若干名   |
- 役員は総会で選出するほか、会長が任命することができる。  
この場合は次の総会で承認を得る。任期は1年とする。ただし、再任を妨げ  
ない。
- 総 会：定期総会は、原則として毎年5月に出席会員をもって開催し、  
議決は出席会員の過半数をもって決する。
- 理 事 会：理事会は、会長、副会長他上記役員で構成し、必要により随時開催し  
会務執行の円滑な運営を図る。
- 規約の改定：会則を改定しようとする時は、理事会の発議を経て、  
総会出席者(委任を含む)の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- そ の  
他：本会則に定めのない事項で必要なものについては、理事会が協議の上決定し、  
次の総会で承認を得る。

付則

本会則は、昭和60年4月1日から施行する。

平成3年3月30日	改訂
平成8年3月30日	改訂
平成14年3月30日	改訂
平成19年5月31日	改訂
平成28年5月31日	改訂
令和元年10月31日	改訂
令和2年1月25日	改訂
令和3年5月31日	改訂
令和4年5月31日	改訂
令和5年5月31日	改訂